

新町地域 水質検査結果

令和7年 4月

分類		水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	新町浄水場水系 (町南児童公園)
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	-----
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	-----
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	-----
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	-----
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.0	-----
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	-----
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1	-----
	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	-----
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	-----
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.002未満	-----
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	-----
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	-----
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	-----
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001未満	-----
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	-----
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	-----
		26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	-----
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	-----
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	-----
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001未満	-----
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	-----
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	-----
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	-----
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	-----
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	-----
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	-----
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13	-----
	色	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	-----
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	14.2	14.2
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	139	-----
		40 蒸発残留物	500mg/L以下	237	-----
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	-----
	におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-----	-----
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	-----
	発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	-----
	におい	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	-----
	味覚	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満
衛生上の基準	基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.0	7.0
		48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
		51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満
		残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.20	0.24

—印は、今回測定しなかった項目